### 国民年金

# 制度について

受け取れなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予 ができなくなったり、不慮の事故で障害が残った場合に障害基礎年金を される制度です。 学生納付特例制度とは、所得がない学生が、将来、年金を受け取ること

## 申請手続き

手続きしてください。 は最寄りの年金事務所窓口で 総合支所住民課、札内支所また 役場町民課住民年金係、 、忠類

《手続きに必要なもの》

①年金手帳

③印鑑(本人が申請書を記入す 証明書(原本)

②学生証(コピー可)または在学

※所得額が基準額以下の学生であ ので、年金事務所まで問い合わ る場合に特例を受けられます る場合は不要)

ります。 度の該当とならないことがあ 部の学校は、学生納付特例制

せください。

# \*引き続き制度を申請する場合

これまで学生納付特例制度を 望する場合は、毎年、申請が

> 成22年度(平成22年4月~平成 ことになります。 記入の上、返送することで、平 申請書(はがき)に必要事項を 例制度の承認を受けた方で、 必要でしたが、平成21年度に 23年3月)の申請手続きが済む から送付される学生納付特例 に在学する方は、日本年金機構 き続き平成22年度も同じ学校

※初めて学生納付特例を申請する による申請はできません。 学生納付特例申請書(はがき) 日本年金機構から送付される 在学期間の確認が必要なため、 する学校等に変更のある方は の承認になっていない方、在学 方、平成21年度の学生納付特例

#### 学生納付特例期間の年金

		学生納付特例の 手続きをすると	手続きをせずに 未納のままだと
障害基礎年金 遺族基礎年金	一受給資格期間に	O 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金		O 算入されます	× 算入されません
	年金額に	× 計算されません	× 計算されません

- ○障害基礎年金と遺族年金を受給 するためには、 があります。 一定の受給要件
- ○学生納付制度特例が承認され こと(追納)ができます。(ただ 認を受けた当時の保険料額に 保険料を追納する場合には、承 期間の保険料は、10年以内であ 乗せされます。) 経過期間に応じた加算額が上 から起算して、3年度目以降に し、承認を受けた期間の翌年度 れば、古い期間から順に納める
- 〇保険料の追納は、申 詳しくは、最寄の年金事 で問い合わせください。 が必要となります。 込 書の 務 提 所 ま 出
- 問い合わせ先 帯広年金事務 所

